

様式第3号 (表面)

(日本産業規格A列4)

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① R3 年 4 月 27 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) せるてつくかぶしがいいしゃ

②届出者 氏 名 セルテック株式会社



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	01-ユ-300649
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	せるてつくかぶしがいいしゃ セルテック株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒095-0047 電話 0165 (22) 4085
	ほっかいどうしべつしみなみまちにし 北海道士別市南町西4区471番地
⑥適用開始・変更予定日	令和3年7月1日
⑦届出・変更届出内容	別紙参照
⑧備 考	



様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-1-300649

事業所の名称及び所在地 セルテック株式会社

北海道士別市西2条14丁目3142番地77